

特定複合観光施設区域整備法の施行期日を定める政令案 参照条文

○特定複合観光施設区域整備法（平成三十年七月二十七日法律第八十号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一～四 （略）